

# 加算算定者基準

## 【積極的に機能訓練提供を実施して頂きたい利用者様】

- ① 本人、家族、ケアマネから機能訓練の希望がある場合
- ② 運動が好きな方
- ③ 運動に対して意欲的な方
- ④ 病院から退院されて6カ月以内の方
- ⑤ 運動の経験がこれまでにあまりない方
- ⑥ ご自宅での生活で上手く行えていないADLがある方
- ⑦ 車椅子にて移動されている方
- ⑧ デイサービス以外で外出されない方
- ⑨ 歩行の安定性が低下してきた方
- ⑩ デイサービス内でもあまり活動することが無い方

※加齢に伴い身体機能低下が必ず生じますので、機能訓練実施は機能の維持・向上には必須になります。特に上記のような利用者様は機能訓練効果がかなり得られますので積極的な提供をお願い致します。

## 【機能訓練提供が実施しにくい利用者様】

- ① 認知症症状により指示が全く通らない
- ② 運動拒否が強くある
- ③ 傾眠傾向の方
- ④ 安静時でも強い動機や息切れのある方

※運動する際に指示が通らない、運動拒否がある方は実施が大幅に難しくなります。その為無理に運動提供は実施しなくて宜しいですが、ケアプラン等で指示がある場合は理学療法士まで直接問い合わせ下さい。

## 【機能訓練提供が実施できない利用者様】

- ① お泊りデイを利用されていて定期的な（3カ月毎）居宅訪問が行えない場合
- ※居宅訪問が実施できなければ、個別機能訓練加算算定が対象外となります。